

契約とは

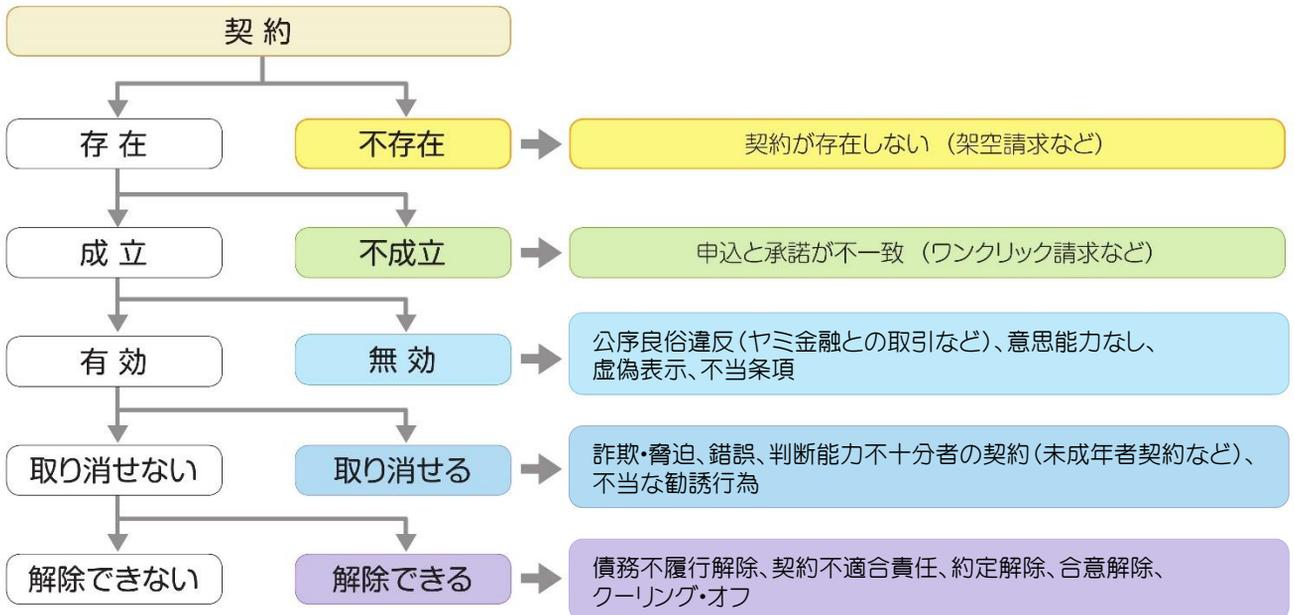
消費生活における契約

私たち消費者は、日常生活で様々な消費活動を行っています。このような消費生活は契約で成り立っています。契約は法的な拘束力を持つ約束で、申込みと承諾の意思表示が合致することで成立します。



いったん契約が成立すると、双方ともに契約を守らなければなりません。一方の都合だけで勝手にやめることはできません。解消できるのは、法律で認められているなど理由がある場合だけです。

■ 契約の成立と解消



■ 契約をやめたいとき



● **クーリング・オフ** 消費者の強い味方！消費者から無条件に契約を解除できる制度です。

■ 特定商取引法でクーリング・オフができる取引と期間

取引形態	対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売 キャッチセールス、アポイントメントセールス 催眠商法 (SF商法)、展示会商法	8 日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取引	8 日間
特定継続的役務提供*1	エステティックサービス、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス 一部の美容医療*2	8 日間
訪問購入	訪問で業者が物品を買い取る	8 日間
連鎖販売取引*1	いわゆるマルチ商法	20 日間
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	20 日間

000-0000

〇〇県〇〇市〇〇番地

〇〇〇株式会社

代表者様

契約解除通知書

契約年月日 ○年○月○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○円
 販売会社 ○○○株式会社
 ○○○営業所
 担当者 ○○

上記契約は解除します。支払済み○○○円を返金し、商品はお引き取りください。
 (通知を出す年月日)
 (自分の住所・氏名)

- クーリング・オフは特定記録郵便によりハガキで発信します。
 - クレジットで購入した場合にはクレジット会社にも通知します。
 - ハガキは両面のコピーをとり、特定記録郵便の控えとともに保管します。
- 注意!** 3,000 円未満の現金取引は、クーリング・オフができません。

*1 特定継続的役務提供と連鎖販売取引 (マルチ商法) はクーリング・オフ期間が過ぎた後でも中途解約ができる制度があります。

*2 一部の美容医療 ①医療脱毛 ②にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去、または皮膚の活性化 ③皮膚のしわまたはたるみの症状の軽減 ④脂肪の減少 ⑤歯牙の漂白



店舗での購入や通信販売はクーリング・オフの適用はありません。

未成年者契約の取消

未成年者が行う契約には、原則として法定代理人(親など)の同意が必要です。同意のない契約は法定代理人又は未成年者本人から取り消すことができます。

2022年4月から
成年年齢が18歳に引き下げられました

ただし、次の場合は取消ができません。

- ・自分が成年であるとうそをついた契約
- ・お小遣いの範囲の契約
- ・親が目的を定めて許した契約
(例 学校で使う本を買いなさいと渡した金銭) など

オンラインゲーム
でトラブルが
急増中!

●その他の契約解消ができるとき

事故車ではありません

不実告知

マンションが建つけど言わないでください

不利益事実の不告知

絶対もうかります!

断定的判断の提供

痛って! 帰りたい!

不退去・退去妨害

こんなにいらぬ

過量契約

お金を払ったのに届かない

債務不履行

このままでは一生成功しない
このセミナーが必要

就職セミナー

不安をあおる告知

契約してくれないと関係が続けられない

恋愛感情を利用

このサプリを飲まないと長生きできない!

加齢等による判断力低下の利用

もうさお竹を切ったから代金を払って

既に履行したと契約を迫る

悪霊が見える
薬を買わなければ病状が悪化する

靈感商法

(消費者庁イラスト集より)